

岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱

平成29年7月27日決裁

平成30年10月4日改正

令和2年2月18日改正

令和3年3月3日改正

令和5年3月30日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、ぎふ長良川鶺鴒を全国に発信するためのぎふ長良川鶺鴒マスコットキャラクター「うーたん」（以下「うーたん」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デザイン等 別表に定めるデザイン及びキャラクターの名称を利用したイラスト、立体物若しくは写真又はこれらに準ずるものをいう。
- (2) 物品等 デザイン等を使用した商品若しくは景品若しくはこれらのパッケージ又はこれらに準ずるものをいう。

(申請)

第3条 デザイン等を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、「うーたん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
 - (2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設において使用するとき。
 - (3) 報道機関（広報誌、雑誌等を発行する機関を含む。）が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。
- 2 使用承認申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 申請者の事業内容が確認できる書類（個人（個人事業主を除く。）が申請する場合を除く。）
 - (2) デザイン等の具体的な使用内容が確認できる企画書又は図案
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請を承認するものとし、「うーたん」デザイン等使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザイン等の使用の承認をしないものとする。
- (1) 申請者が次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) デザイン等の使用が次のアからケまでのいずれかに該当するとき。

- ア 市の信用を害するおそれがあるとき。
- イ 「うーたん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- ウ 法令又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- エ 特定の政治、思想又は宗教に係る活動に利用するおそれがあるとき。
- オ 不当な利益を得る目的で利用するおそれがあるとき。
- カ 第三者の利益を害すると認められるとき。
- キ 適正な使用方法に従って使用しないことが明らかなきとき。
- ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために使用するとき。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

3 市長は、第1項の規定によるデザイン等の使用の承認に際し、その使用方法について条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定によるデザイン等の使用の承認をしないときは、「うーたん」デザイン等使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「不承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第5条 市長は、デザイン等の使用を承認した日から1年を超えない期間において、デザイン等の使用を認めることができる。

2 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の規定により承認を受けた期間の満了後においても継続してデザイン等を使用しようとするときは、当該期間の満了前に改めて第3条第1項の規定による申請をし、前条第1項の規定による承認を受けなければならない。

（使用料）

第6条 デザイン等の使用料は、無料とする。

（承認番号等の表示）

第7条 使用者は、デザイン等を使用するときは、物品等に付されたデザイン等の下部その他適切な位置に「©岐阜市（承認番号）」（以下「承認番号等」という。）を表示しなければならない。

2 使用者は、第9条第2項の規定により変更の承認を受けたときは、前項の規定により表示する承認番号を当該変更の承認に係る承認番号に代えて表示しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、使用者は、物品等の形状等の理由により承認番号等の表示が困難であると市長が認める場合は、承認番号等を表示しないことができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を使用の承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) 第4条第3項又は次条第3項の規定により付された条件に従うこと。
- (3) デザイン等を含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (4) デザイン等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ぎふ長良川鵜飼マスコットキャラクター「うーたん」デザイン使用マニュアル（平成29年7月27日決裁）に従い、デザイン等を適切に使用すること。
- (6) 物品等の品質が市に保証されたものである等、誤解を与えるような使用をしないこと。
- (7) 物品等の製造を他の者に委託して行わせる場合は、その受託者がこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (8) 物品等の製造及び販売に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用者は、デザイン等を使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、「うーたん」デザイン等使用変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、変更を承認するときにあつては使用承認書により、変更の承認をしないときにあつては不承認通知書により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によるデザイン等の使用の変更の承認に際し、その使用方法について条件を付することができる。

（承認の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザイン等を使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第4条第2項各号に掲げる事項に該当することが判明したとき。
- (2) 使用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (3) 第3条第1項の規定による使用の申請又は前条第1項の規定による変更の申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、デザイン等を使用することが不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、「うーたん」デザイン等使用承認取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、物品等の使用、配布、販売、掲示等をしてはならない。

（使用の中止）

第11条 使用者は、デザイン等の使用を中止しようとするときは、「うーたん」デザイン等使用中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第12条 使用者は、物品等の完成品を、完成後30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難である場合については、写真その他のデザイン等の使用状況等を確認できる資料を提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、デザイン等の使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(責任)

第13条 市は、デザイン等の使用に関し、使用者に生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。デザイン等の使用の承認の取消しにより使用者又は第三者に生じた損害についても同様とする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、誠実にこれを処理するものとする。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。


附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

別表（第2条関係）

デザイン番号 キャラクター名	うーたん	
デザイン① うーたん		
デザイン② 万歳うーたん		
デザイン③ 幟旗うーたん		
デザイン④ 笑顔うーたん		
デザイン⑤ ウィンクうーたん		

デザイン⑥
微笑うーたん



デザイン⑦
早足うーたん



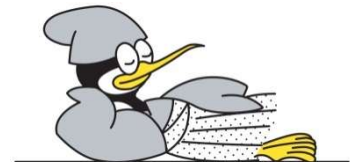
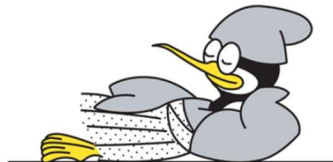
デザイン⑧
鵜飼うーたん



デザイン⑨
武将うーたん



デザイン⑩
昼寝うーたん



<p>デザイン⑪ 光秀うーたん</p>	
<p>デザイン⑫ 信長うーたん</p>	
<p>デザイン⑬ 道三うーたん</p>	

※ 上記デザインは、改変しないこと。

年 月 日

「うーたん」デザイン等使用承認申請書 物品等の販売

（あて先）岐阜市長

住所（所在地）

氏名（団体等の名称）

（代表者氏名）

生年月日 年 月 日

岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱を遵守することを誓約し、同要綱第3条第1項の規定により、下記のとおりデザイン等の使用の承認を申請します。なお、市が必要な場合は、暴力団に関係する事項に関し、警察に照会することを承諾します。

申請区分	新規 ・ 継続 ※該当区分に○を付けること。		
物品等の商品名			
物品等の種類・点数	種類		
	合計	点	※サイズ又は色が異なる場合も1点と数えること。
具体的な使用内容 ※製造数量、サイズ、 販売価格、販売先、 場所等（別紙可）			
加工食品製造場所	※食品販売の場合のみ記入すること。		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（1年以内）		
承認番号等の記載箇所			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

添付書類

- 1 申請者の事業内容が確認できる書類（個人（個人事業主を除く。）が申請する場合を除く。）
- 2 デザイン等の具体的な使用内容が確認できる企画書又は図案
- 3 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

「うーたん」デザイン等使用承認申請書 物品等の販売以外

（あて先）岐阜市長

住所（所在地）

氏名（団体等の名称）

（代表者氏名）

生年月日

年

月

日

岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱を遵守することを誓約し、同要綱第3条第1項の規定により、下記のとおりデザイン等の使用の承認を申請します。なお、市が必要な場合は、暴力団に関係する事項に関し、警察に照会することを承諾します。

申請区分	新規 ・ 継続 ※該当区分に○を付けること。		
使用区分	<input type="checkbox"/> 印刷物（ ） <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物（ ） <input type="checkbox"/> WEB（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※該当区分をチェックし、具体的な使用方法を記載すること。		
使用用途			
具体的な使用内容 ※制作数量、サイズ、 使用場所、回数等 (別紙可)			
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (1年以内)		
承認番号等の記載箇所			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

添付書類

- 1 申請者の事業内容が確認できる書類（個人（個人事業主を除く。）が申請する場合を除く。）
- 2 デザイン等の具体的な使用内容が確認できる企画書又は図案
- 3 その他市長が必要と認める書類

岐阜市 第 号
年 月 日

「うーたん」デザイン等使用（変更）承認通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました「うーたん」のデザイン等の使用又は変更について、岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱第 条第 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認番号	
承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条 件	

特記事項

- 1 岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱（以下「要綱」という。）に規定する事項を遵守すること。なお、要綱の規定は、必要に応じて改正することがあるため注意すること。
- 2 「©岐阜市（上記承認番号）」を物品等に付されたデザイン等の下部その他適切な位置に表示すること。ただし、物品等の形状等の理由により表示が困難であると市長が認める場合は、表示しないことができる。
- 3 物品等の完成品を、完成後30日以内に市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、写真その他のデザイン等の使用状況等が分かる資料を提出すること。
- 4 使用承認の内容を変更しようとするときは、「うーたん」デザイン等使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けること。
- 5 使用期間の満了後においても引き続き使用しようとするときは、使用期間の満了前に「うーたん」デザイン等使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けること。

岐阜市 第 号
年 月 日

「うーたん」デザイン等使用（変更）不承認通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました「うーたん」のデザイン等の使用又は変更について、岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱第 条第 項の規定により、下記のとおり承認しませんので、通知します。

記

【承認しない理由】

年 月 日

「うーたん」デザイン等使用変更承認申請書

（あて先）岐阜市長

住所（所在地）
氏名（団体等の名称）
（代表者氏名）

年 月 日付け承認番号 で承認を受けた内容について、下記のとおり変更を希望しますので、岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱第9条第1項の規定により、承認されるよう申請します。

変更内容				
変更理由				
連絡担当者	住所	〒		
	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-MAIL			
備考				

添付書類

- 1 申請者の事業内容が確認できる書類（個人（個人事業主を除く。）が申請する場合を除く。）
- 2 デザイン等の具体的な使用内容が確認できる企画書又は図案
- 3 その他市長が必要と認める書類

岐阜市 第 号
年 月 日

「うーたん」デザイン等使用承認取消通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました「うーたん」のデザイン等の使用の承認について、岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱第10条第1項の規定により、取り消します
ので、通知します。

記

【取消理由】

年 月 日

「うーたん」デザイン等使用中止届

（あて先）岐阜市長

住所（所在地）

氏名（団体等の名称）

（代表者氏名）

岐阜市「うーたん」のデザイン等の使用に関する要綱第11条の規定により、下記のとおり、「うーたん」のデザイン等の使用を中止するので届け出ます。

承認番号	
使用を中止する 物品等の商品名	※物品等の販売の場合のみ記入すること。
使用中止（予定）日	年 月 日
中止する理由	
備考	